

① 件 名	
物価高対応子育て応援手当支給事業（市独自）の実施について	
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	
<p>【背景】</p> <p>物価高の影響が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、特に、その影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、我が国のこどもたちの健やかな成長を応援する観点から、国は、令和 7 年 1 1 月に閣議決定した「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～」（以下「経済対策」という。）において、0 歳から高校 3 年生までのこども達に 1 人当たり 2 万円を支給する物価高対応子育て応援手当（以下「国支給分」という。）を創設し、同年 1 2 月に令和 7 年度補正予算が成立した。</p> <p>その後、国支給分に係るこども家庭庁からの通知に基づき、本市においても支給事務を実施しているが、物価高の影響を受けている子育て世帯への更なる支援のため、全国の自治体に追加配分があった物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した本市独自の支援策についても検討を行ってきた。</p> <p>【目的】</p> <p>同交付金を活用して物価高対応子育て応援手当支給事業（市独自）を実施し、物価高の影響を受けている子育て世帯への更なる支援を図るもの。</p>	
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	
<p>【根拠法令】</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕】</p>	
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	
令和 7 年 1 1 月	経済対策が閣議決定
1 2 月	第 2 1 9 回臨時国会において令和 7 年度補正予算成立 物価高対応子育て応援手当の支給について（こども家庭庁成育局長通知）
令和 8 年 1 月	市議会第 1 回臨時会において令和 7 年度補正予算成立 石巻市物価高対応子育て応援手当支給事業実施要綱の制定 （令和 8 年 1 月 2 8 日施行）
2 月	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画裁定 令和 8 年度補正予算裁定
⑤ 主な内容	
子育て世帯等への支援として、物価高対応子育て応援手当（市独自）を支給する。	
1 支給対象者	本市の国支給分対象となった児童を養育している者
2 支給見込世帯数	1 0, 4 7 6 世帯（児童 1 6, 5 0 0 人）
3 給付金額	児童 1 人当たり一律 1 万円
4 申請方法	国支給分と同じ口座に振り込むため、申請不要
5 支給時期	令和 8 年 6 月頃

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）				
<p>【影響・効果】 物価高の影響を受けている子育て世帯等への生活支援を図ることができる。</p> <p>【市財政への負担】 令和8年度予算額 168,500千円 (内訳) 事業費(扶助費) 165,000千円 事務費(通信運搬費、手数料等) 3,500千円 (財源) 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(国) 160,075千円 一般財源 8,425千円</p>				
⑦ 他の自治体の政策との比較検討				
<p>国支給分に上乗せ支給を実施している自治体 東松島市 5,000円支給 大崎市 10,000円支給 登米市 5,000円支給</p>				
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日				
<p>令和8年 3月 市議会第1回定例会に関係補正予算案について提案 石巻市物価高対応子育て応援手当支給事業実施要綱の改正 4月 市ホームページ等により周知</p>				
⑨ その他				
<p>(参考) 国支給分の支給要件 1 支給対象者 平成19年4月2日から令和8年4月1日までに生まれた児童を養育している者 2 申請方法及び支給時期</p>				
	対象者	申請の要否		支給時期
①	平成19年4月2日以降から基準日(令和7年9月30日)までに生まれた児童を養育している者	公務員以外	申請不要	令和8年2月下旬
②	※令和7年10月支給(9月分)の児童手当の支給を受けている者及び令和7年9月に生まれた児童を養育している者	公務員	所属官公庁からの証明書を添付の上、居住市区町村に申請が必要	令和8年3月から順次支給
③	基準日(令和7年9月30日)の翌日から令和8年4月1日までに生まれた児童を養育している者 ※国の支給要件は令和8年3月31日までに出生した児童となっているが、教育機関等で同学年となる4月1日生まれの児童についても対象とする(本市独自支援)。	申請必要		令和8年3月から順次支給